

## 随意契約理由書

委託名称：阪南港 忠岡地区 維持浚渫工事その2

本工事は、阪南建設管理課管内の泊地・航路等において、船舶の安全な航行のため、毎年河川等から流入し堆積する土砂の浚渫を行い、必要な水深を確保するために実施するものである。

泊地・航路等については、一年を通じて土砂の流入があるため、本来有すべき所定の水深が損なわれるとともに、港湾関係者・漁業関係者および一般の船舶利用者の安全性にも影響が出てくることとなります。

本件は、条件付一般競争入札により、令和2年8月21日に入札公告を行い、同年9月11日に開札したところ、1者入札により無効となったため、設計・積算および入札方式を見直し、再度の入札を行いました。しかしながら、同年11月6日に開札したところ入札者がなく、取り止めとなりました。

本件は、国土交通省港湾局積算基準に基づき積算している工事であり、設計・積算をこれ以上見直す余地がないとともに、資格要件についても、工事を実施するために必要な工事実績等の参加条件のみを求めていることから、これ以上の緩和の余地はありません。

このことは、大阪府随意契約ガイドラインの「これ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できないことから随意契約を可能とするものである」に該当することから、地方自治法施行令167条の2第1項第8号に基づき随意契約を行うものであります。